

施策名【下水道】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理办法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
5.快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり	3.快適な生活環境の創出	3.下水道	(1)	水洗化の促進	5331-9	合併処理浄化槽普及促進事業	通常	1	浄化槽設置整備事業補助金	下水道課	排水計画係	
					5331-10	生活雑排水施設補助金交付事業	通常	2	生活雑排水施設等維持事業補助金	下水道課	排水計画係	

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	浄化槽設置整備事業補助金		
事務事業名称	合併処理浄化槽普及促進事業	事務事業コード	5331-9
所 管	環境 部 下水道 課 排水計画 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	昭和 53 年度 (経過年数 43 年)	終期設定 (有・無)	終期	令和 年度	
目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽設置に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	合併処理浄化槽設置に要する経費のうち居住部分に相当する浄化槽の処理人槽ごとに定められた補助金の交付。国1/3、県1/3、市1/3(浄化槽の大きさの目安により補助金額が異なる。)				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人		
指標設定	設定の考え方	合併処理浄化槽設置に要する補助金交付基数を目標値として設定する。			目標値 65基
	指標が数値でない場合の評価方法	—			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		67 件	71 件	—
決算額(予算額)		25,041,000 円	25,074,000 円	26,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	14,373,000 円	14,264,000 円	14,620,000 円
	一般財源	10,668,000 円	10,810,000 円	11,380,000 円
指標	目標値 (単位)	65 基	70 基	70 基
	実績値 (単位)	67 基	71 基	—
	達成率	103.1 %	101.4 %	—
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—	—	—

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	<input type="radio"/>	左記の理由、課題等	・合併処理浄化槽の設置は順調に増加しており、公共用水域の水質及び生活環境は改善されている。 ・合併処理浄化槽の設置は、新築住宅では確実に進んでいるが、未設置の既存住宅では、多額の費用が掛かるため経済的理由から汲み取りからの転換が進んでいない。
	有効性	<input type="radio"/>		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・浄化槽整備区域の水洗化を推進するため、合併処理浄化槽設置費用に対する補助を現行どおり継続とともに、未普及世帯へ補助制度を周知していく。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	生活雑排水施設等維持事業補助金		
事務事業名称	生活雑排水施設補助金交付事業	事務事業コード	5331-10
所 管	環境 部 下水道 課 排水計画 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)	
根拠法令等名称	佐久市生活雑排水共同処理施設維持管理事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	昭和 53 年度 (経過年数 43 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	公衆衛生の向上、公共用水域の公害防止等の生活環境整備を図るために、市長が認める団体等が行う事業に要する経費に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	生活雑排水共同処理施設の維持管理をするうえで必要な大規模な修繕または沈殿汚泥の引抜に要する経費の1/3以内。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)		<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く)	安原下水道組合、下平尾下水道組合		
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	生活雑排水共同処理施設の修繕等が必要となった場合に補助金を交付する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		110,000 円	110,000 円	220,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	110,000 円	110,000 円	220,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	-	
指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		生活雑排水共同施設の汚泥の引抜き及び下水管洗浄1件に対して補助金を交付した。	生活雑排水共同施設の汚泥の引抜き及び下水管洗浄1件に対して補助金を交付した。	生活雑排水共同処理施設の修繕等が必要となった場合に補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	<input type="radio"/>	左記の理由、課題等	・市民の生活環境の整備を図るために、生活雑排水共同処理施設の維持管理が必要である。 ・合併処理浄化槽からの排水を共同排水することにより、地域住民の生活排水処理に係る経費の負担軽減につながっている。 ・管渠が老朽化してきており、今後、布設換え等を考慮する必要がある。 ・公衆衛生の向上、公共用水域の公害防止等に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	<input type="radio"/>		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	生活雑排水共同処理施設の適切な維持管理は、公共用水域の水質保全、生活環境の維持・向上を図るうえで不可欠であることから、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】